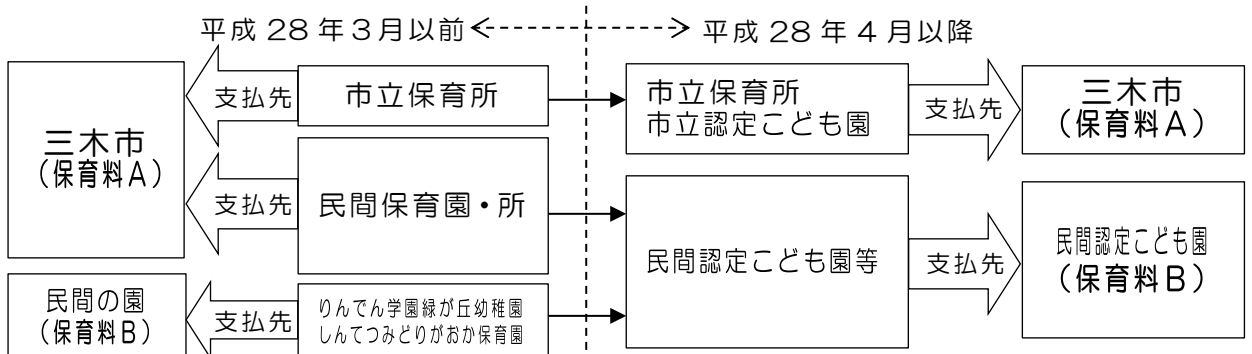


保育料の過少請求に係る今後の取扱い

1 保育料のお支払先について

平成 28 年 4 月以降、私立保育所等の認定こども園への移行に伴い、法の定めにより、「三木市」にお支払いいただく**保育料（A）**と「民間認定こども園」にお支払いいただく**保育料（B）**の 2 種がございます。すでに送付しております「追加支払い明細」の「お支払先」をご確認ください。

※以下にお示しする例は、三木市内の施設の例で、市外の施設については取扱いが異なります。



※ 追加支払い明細でご確認ください。

追加支払い明細

保護者名 ○○ ○○ 様
児童名 ○○ ○○ 様

○「差引」欄の金額が、今回の追加請求額になります。
(未納額がある場合は、未納額を加算した金額でお支払いをお願いします。)

平成 27 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
変更前													
変更後													
差引													
お支払先	納付書 ← 保育料（A）												

平成 28 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
変更前													
変更後													
差引													
お支払先	民間認定こども園の名称 ← 保育料（B）												

平成 29 年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
変更前							
変更後							
差引							
お支払先	民間認定こども園の名称						合計額 _____ 円

「お支払先」に「納付書」の記載があるものは、同封の納付書により納付願います。
 「お支払先」が、「納付書」以外で複数の園名がある場合は、下記までお問い合わせ願います。
 お支払期限 **平成 30 年 5 月 31 日**
 (一括での納付が困難な場合は、分割納付の相談をお受けいたしますので、下記までお問い合わせください。)

【お問合せ先】三木市教育委員会 就学前教育・保育課 (0794-82-2000 内線 3541・3542)

保育料（A）	「お支払先」が「納付書」となっている場合は、「三木市」にお支払いいただく保育料となっており、すでに納付書が送付されています。
保育料（B）	「お支払先」が「民間認定こども園の名称」となっている場合は、通園されている「民間認定こども園」に直接、お支払いいただく保育料となっており、納付書は送付されていません。 ※このたびの過少請求分については、三木市が「民間認定こども園」に代って受領（代理受領）させていただきます。

2 保育料の消滅時効制度について

保育料の請求権には、消滅時効制度の適用があります。

- 「三木市」にお支払いいただく保育料（A）の請求権の時効期間は、本来お支払いいただくべきであった日から5年であり、5年が経過すれば、保護者の意向にかかわらず、請求権が消滅することになっておりますので、お支払いいただく必要はなくなります。
- 一方、「民間認定こども園」にお支払いいただく保育料（B）の請求権の時効期間は、本来お支払いいただくべきであった日から2年です。2年を経過した分については、債務者である保護者が、「時効になった保育料は支払わない」という意思表示をされれば、保育料をお支払いいただく必要はなくなります。
- 時効期間が経過した保育料について、「時効になった保育料は支払わない」という意思表示をされる場合は、別紙「お支払方法変更等希望書」にご記入の上、ご返送くだされば、手続き等について、ご説明させていただきます。

※保育料（A）[公債権]と保育料（B）[民間債権]とは、時効の取扱いが異なります。

※市外の施設をご利用の場合は、上記と異なりますのでお問合せください。

3 今後の過少請求に対する考え方について

市としましては、こちらのミスで、今回の追加請求となり、大変なご迷惑をおかけしているところですが、保育料（A）及び保育料（B）ともに、本来お支払いいただくべき保育料であること、また、本来の保育料をお支払いいただいている皆様との公平性から、時効期間が経過した保育料であっても、次にお示しする期限や方法により、引き続きお支払いいただきますよう、改めて、お願い申し上げます。

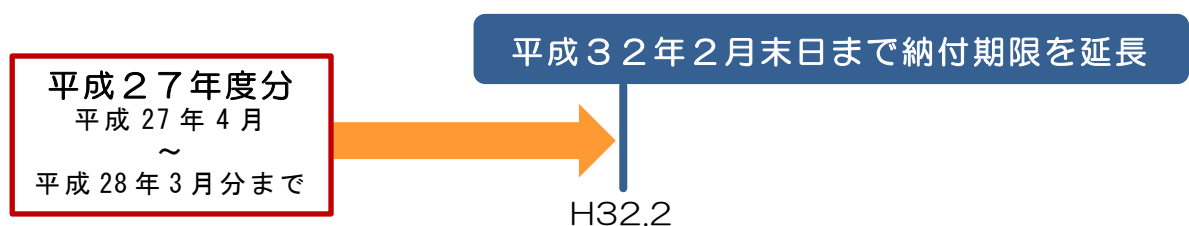
なお、時効期間が経過した保育料のうち、すでにお支払いいただいた分につきましては、返還することができませんのでご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

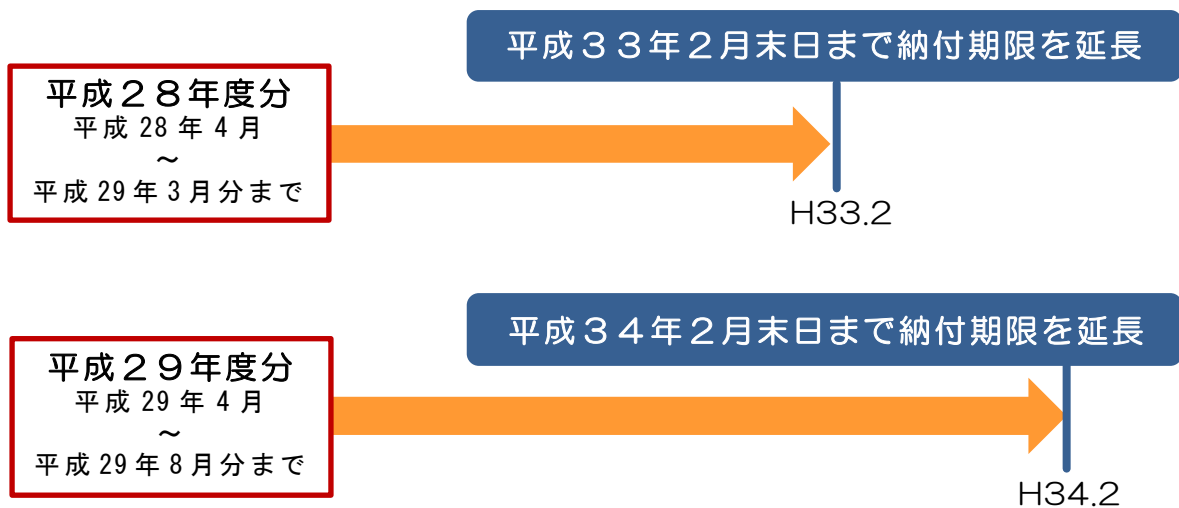
4 過少請求となった保育料の支払期限の延長と分割払いについて

（1）お支払期限を延長します

すでに送付しております「追加支払い明細」の「お支払期限（平成30年5月31日）」については、次のとおり延長させていただきます。

「お支払期限」については、各年度分を次の延長した期日に読み替えます。
（納付書の再送はいたしません。）





(2) 分割によるお支払いも可能です

- 保育料（A）の場合は、すでに送付しております「納付書」を使用し、それぞれ、各月の納付書を「1か月分」、「2か月分」、「3か月分」……、「一括」など、上記支払期限の範囲内で、ご家庭の事情に応じて、分割又は一括してお支払いいただけます。
- 保育料（B）の場合は、「追加支払い明細」に記載された各月の「差引」額を、それぞれ、「1か月分」、「2か月分」、「3か月分」……、「一括」など、分割又は一括してお支払いいただけます。

5 お支払い方法の変更について

これまでどおり、納付書によるお支払いや通園されている園にお支払いいただけますが、すでに園を卒園されているご家庭や保育料（A）と保育料（B）が混在するご家庭、お仕事の都合などの理由で、お支払い方法を変更いただくことも可能です。次のとおり対応しますので、別紙「お支払方法変更等希望書」に必要事項をご記入の上、ご返送ください。

	お支払方法	備 考
①	取扱い金融機関等、市役所3階会計室又は吉川支所でのお支払い	<p>○保育料（A）の分については、これまでどおり、納付書でお支払いください。</p> <p>○保育料（B）の分については、<u>納付書を作成の上、送付しますので、「お支払方法変更等希望書」にご記入の上、ご返送ください。</u></p> <p>※取扱い金融機関等（※①）については、次ページをご覧ください。</p>

②	取扱可能な金融機関からの口座振替（自動払込）を利用してお支払い	<p>○教育・保育課から、必要書類を送付しますので、「お支払方法変更等希望書」にご記入の上、ご返送ください。</p> <p>※取扱可能な金融機関（※②）については、以下をご覧ください。</p>
③	納付書をお持ちでない方の現金によるお支払い	<p>○三木市役所5階、教育委員会 教育・保育課及び民間認定こども園で、お支払いください。</p> <p>※「追加支払い明細」をお持ちください。</p> <p>※「お支払方法変更等希望書」をご返送いただく必要はありません。</p>

※ 説明会やその後のお問い合わせで、コンビニ納付のご要望をいただき、検討を重ねてまいりましたが、コンピュータのシステム変更やそれに伴う経費を要すること、また、対応に時間がかかることから、皆様のご要望にお応えすることができませんでした。

※① 納付書の取扱い金融機関等

三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、みなと銀行、池田泉州銀行、但馬銀行、山陰合同銀行、日新信用金庫、姫路信用金庫、播州信用金庫、尼崎信用金庫、中兵庫信用金庫、兵庫県信用組合、みのり農業協同組合、兵庫みらい農業協同組合
近畿2府4県に所在するゆうちょ銀行又は郵便局

※② 口座振替（自動払込）の取扱可能な金融機関

三井住友銀行、池田泉州銀行、但馬銀行、みなと銀行、姫路信用金庫、播州信用金庫、尼崎信用金庫、日新信用金庫、中兵庫信用金庫、兵庫県信用組合、山陰合同銀行、みのり農業協同組合、兵庫みらい農業協同組合、ゆうちょ銀行

6 お支払方法変更等希望書のご返送について

大変お手間をおかけしますが、お支払方法の変更を希望される方は、別紙「お支払方法変更等希望書」にご記入の上、同封の返信用封筒でご返送くださいますようお願い申し上げます。（すでに完納されている方や説明会後にお支払方法を変更されている方は、ご返送の必要はありません。）

お問合せ先

三木市役所 Tel 0794-82-2000（代）内線3541・3542
三木市教育委員会 教育・保育課 入所・給付係 担当：正心